

【資料1-1】

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 保険税率の改定 約 79,000 千円 調定増

〔基礎課税分（医療分）〕

改正条文

	現 行	6年度（案）
所 得 割	7. 0 %	7. 3 %
資 産 割	1 3 %	1 0 %
均 等 割	1 8, 5 0 0 円	2 1, 0 0 0 円
平 等 割	7, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円

第3条第1項

第4条

第5条

第6条

〔後期高齢者支援金等分〕

	現 行	6年度（案）
所 得 割	2. 1 %	2. 4 %
均 等 割	9, 0 0 0 円	1 0, 5 0 0 円

第7条

第8条

〔介護納付金分〕

	現 行	6年度（案）
所 得 割	1. 5 %	2. 0 %
均 等 割	1 0, 5 0 0 円	1 1, 0 0 0 円

第9条

第10条

また、低所得者に対する均等割額及び平等割額、未就学児均等割の軽減額を規定しているが、保険税率の改定に伴い、改正をするもの。

改正条文：第22条

2 賦課限度額（保険料上限額）の引上げ 約 2,000 千円 調定増

改正条文：第2条第3項、第22条

	法定限度額	志木市現行	改正後
基礎課税分（医療分）	6 5 万円	6 5 万円	6 5 万円
後期高齢者支援金等分	2 2 万円	2 0 万円	2 2 万円
介護納付金分	1 7 万円	1 7 万円	1 7 万円
合 計	1 0 4 万円	1 0 2 万円	1 0 4 万円
国保世帯数	約 9, 2 0 0 世帯中	影響世帯数	約 1 2 0 世帯

3 施行日：令和6年4月1日